

議案第70号

大田原市交流促進センター若杉山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

大田原市交流促進センター若杉山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定する。

平成25年9月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市交流促進センター若杉山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

大田原市交流促進センター若杉山荘の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第10条」の次に「、第12条」を加え、「第14条」を「第15条」に、「、「指定管理者」とする。」を「、「指定管理者」と、「使用」とあるのは、「利用」と読み替えるものとする。」に改める。

第11条を次のように改める。

（使用料）

第11条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第9項の規定に基づき、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（使用料の収入）

第14条 市長は、第4条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合においては、当該使用料を法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。